



第37回

考えよう！ 行動しよう！ ～6月は環境月間です～

春の「環境美化の日」

市内全域で一斉美化清掃活動を実施します。

とき 6月1日(日)(雨天でも実施)

◎集めたごみは、午前10時までに指定された各集積所へ運んでください。

【注意事項】

◆居住地周辺に散乱しているごみを集めてください。

◆家庭からのごみは出さないでください。



埼玉県ごみの散乱防止に関する条例

埼玉県内で、ごみ（容器および包装、たばこの吸い殻、ガム、紙くず、廃プラスチック類）をポイ捨てすると、条例により罰せられます。

問い合わせ 生活環境課（☎998-9370・FAX998-9195）

●環境月間啓発展示

とき 6月9日(月)～13日(金)

ところ 市役所1階・市民ホール

『はじめています。地球にやさしい新生活』をテーマに、さまざまな環境情報についての展示などを行います。

●第11回所沢市環境フォーラム

とき 6月28日(土)／午後1時～

ところ 市民文化センター・ミューズ・中ホール

●7月11日(金)～13日(日)は 「省エネは地球にやさしいダイエット」キャンペーン

■イベント

とき 7月12日(土)

ところ 西武ドーム

問い合わせ 環境総務課（☎998-9133・FAX998-9394）

建設リサイクル法では、「リサイクルの減量と再利用を促進するため、一定規定期間で建築物の解体工事を行うことは、建築物の解体工事を行う必要があります。

問い合わせ 県庁広報課（☎830-20054・FAX048-824-7345）

■「埼玉ナビゲーション」（毎週木曜日／午後10時～20分）…県が進める施策、各種事業のねらいや目的、今後の展開について、分かりやすく紹介します。

■「週刊彩の国ニュース」（毎週土曜日／午前10時～30分）…1週間の県のニュースを中心に、刻々と展開する県の動きを詳しく紹介します。

■「ひども探検隊」（毎月第4曜日／午後5時30分～45分）…子どもたちが県内の施設や県が進める仕事を紹介します。

国民年金の学生納付特例制度をじ存知ですか

学生の方でも20歳になつたら国民年金に加入して、保険料を納めなければなりません。

学生納付特例制度は本人の所得が一定額以下の場合、申請することで保険料の納付が猶予される制度です。

特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間として扱われ、障害基礎年金等の対象期間になりますが、老齢基礎年金の額には反映されません。

また、特例を受けてから10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。ただし、2年を過ぎると当時の保険料に加算額が付きます。

学生納付特例は、毎年度申請が必要です。前年度に承認された方も忘れずに申請してください。

申請は、5月末までに年金手帳と学生証の写し、印鑑を持参のうえ、国民年金課または名出張所で行ってください。申請が遅れると、4月から承認されない場合があります。

基本健康診査の申し込み期限を延長します

基本健康診査の申し込み期限を6月20日(金)まで延長します。

官製はがきに①住所②氏名③生年月日④電話番号を記入し、保健センター・成人保健課（☎359-0025・上安松12024-1）へお申し込みください。

納税はお済みですか？

- 固定資産税・都市計画税（第1期）
- 軽自動車税（全期）

- ▶納付は便利な口座振替で
- ▶お申し込みは各金融機関・郵便局へ

◎平成14年度からは、夜間・定時制・通信教育課程の方も対象になります。申請先・問い合わせ 国民年金課（☎998-0001）

◎既に申し込みが済んでいる方、昨年度受診された41～59歳の方および60歳以上の方は、申し込みの必要はありません。

◆肝炎ウィルス検診を受ける方へ市では、C型・B型肝炎ウイルス検診を実施しています。

検診は、基本健康診査の受診時に

行います（肝炎ウイルス検診のみの受診はできません）。

◎既に申し込みが済んでいる方、昨年度受診された41～59歳の方および60歳以上の方は、申し込みの必要はありません。

問い合わせ 保健センター・成人保健課（☎991-11011・FAX995-11700）

発令時には、不要・不急の場合、自動車の使用や外出、屋外での運動は控えめようにしなさい。

市内の光化学オキシダント等の状況は、次のホームページやテレホンサービスを利用してください。

◎既に申し込みが済んでいる方、昨年度受診された41～59歳の方および60歳以上の方は、申し込みの必要はありません。

問い合わせ 保健センター・成人保健課（☎991-11011・FAX995-11700）

発令時には、不要・不急の場合、

自動車の使用や外出、屋外での運動

は控えめようにしなさい。

建設資材は分別解体し、再資源化する

ことが義務づけられています。

工事着工7日前までに届け出が必要となります。

問い合わせ 発注者（施工）は、

工事着工7日前までに届け出が必要となります。

問い合わせ 建設資材（木材・アスファルト）

